

令和3年1月29日

保護者・生徒 各位

沖縄県立陽明高等学校
沖縄県立陽明高等支援学校
校長 宮城 哲夫
(公印省略)

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある生徒への対応について（お願い）

平素より本校の教育活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

昨年末から新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、令和3年1月20日に沖縄県緊急事態宣言が発出されました。それに伴い県教育委員会よりその対応についての通知があり、学校としましては感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続させる必要から、**発熱や風邪症状を有する生徒**へ、下記のとおり対応することとなりましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象 地域の感染レベルが3の学校（陽明高校はレベル3-2で該当）
 - 2 期間 令和3年1月27日から緊急事態宣言終了日まで
 - 3 対応方法
 - (1) 発熱や風邪症状の理由で欠席や早退する場合は、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いします。（その際に再登校の基準を必ず医師に確認すること。）
※症状消失後に登校し、症状がぶり返す生徒が多くなっています。
 - (2) 「症状があり、新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合は、再登校の基準について、必ず医師の指示に従うこと。
 - (3) かかりつけ医や医療機関を受診できなかった場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から72時間（3日間）が経過している状態を確認後に登校すること。
※上記期間は「学校保健安全法第19条に基づき出席停止」とします。
 - 4 陰性証明、治癒証明の提出は不要ですが、必ず学校へ連絡をするようお願いいたします。
- ◆引き続き、検温等「健康観察」を毎日行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めて頂きますようお願いいたします。